

船橋市自転車等の放置防止に関する条例

昭和61年9月30日

条例第41号

改正 平成3年12月26日条例第29号
平成6年3月31日条例第8号
平成6年9月30日条例第28号
平成7年3月31日条例第7号
平成10年3月31日条例第11号
平成11年12月28日条例第34号
平成26年3月28日条例第1号
平成27年9月30日条例第51号
平成31年3月29日条例第1号

船橋市自転車等の放置防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な生活環境を確保し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供する場所をいう。
- (3) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (4) 放置 自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車等駐車場の整備、自転車等の適正な駐車方法の啓発、関係機関等との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努めるものとする。

(平27条例51・一部改正)

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

2 駅又は停留所(一般乗合旅客自動車運送事業の停留所をいう。)の周辺の居住者は、当該駅又は停留所への自転車等の利用を自粛するように努めなければならない。

(利用者等の責務)

第5条 利用者等は、自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名又は名称を明記するように努めるとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第12条第3項の防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(平6条例28・一部改正)

(自転車の小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、当該自転車に所有者の住所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることを勧奨するように努めなければならない。

(平6条例28・一部改正)

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、自ら旅客のために必要な自転車等駐車場の設置及び市との協力体制の整備に努めるとともに、市が自転車等駐車場を設置しようとするときは、用地の提供を行う等積極的に協力しなければならない。

(平6条例28・一部改正)

(大型店舗の設置者の責務)

第8条 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるもの(以下「大型店舗」という。)を新築又は増築しようとする者は、その大型店舗の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該大型店舗若しくはその敷地内又はその周辺に設置しなければならない。

2 前項の規定により設置する自転車等駐車場の基準は、規則で定める。

(放置禁止区域の指定)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」とい

う。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、当該区域における自転車等駐車場の整備状況を勘案するものとする。

3 放置禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。
(放置禁止区域の変更等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第11条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域内から自転車等駐車場に移動するよう指導し、又は命ずることができる。

第13条 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等を、あらかじめ市長が定めた保管場所(以下「保管場所」という。)に移送し、又は当該職員に移送させることができる。

第14条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、良好な生活環境を維持するため必要があると認めるときは放置されている自転車等を整理し、又は自転車等を放置し、若しくは放置しようとする利用者等に対し、自転車等駐車場に移動するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わず、自転車等が規則で定める期間放置されているときは、当該自転車等を保管場所に移送し、又は当該職員に移送させることができる。

第15条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等の放置により、災害時における緊急活動及び避難行動が極めて困難となると認められるときは、第13条の規定に準じた措置を行うことができる。

(証明書の携帯等)

第16条 第13条、第14条第2項及び前条の規定により自転車等を移送する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(移送した自転車等の措置)

第17条 市長は、第13条、第14条第2項及び第15条の規定により自転車等を移送したときは、規則で定めるところにより、その利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、移送した自転車等を規則で定める期間保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 市長は、前3項の規定による措置を講じたにもかかわらず引取りがない自転車等につき、その保管に不相当な費用を要する場合は、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認めるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(平6条例28・平27条例51・一部改正)

(移送保管料の徴収等)

第18条 市長は、第13条又は第14条第2項の規定により自転車等を移送し、かつ、前条第2項の規定により保管したときは、移送及び保管に要した費用(以下「移送保管料」という。)を当該自転車等の利用者等から徴収する。

2 移送保管料の額は、別表に定める額とする。

3 市長は、次に掲げる自転車等について、移送保管料を免除することができる。

(1) 盗難された自転車等

(2) 市長が特に必要があると認めた自転車等

(平3条例29・平10条例11・平26条例1・平27条例51・平31条例1・一部改正)

(自転車等駐車対策協議会)

第19条 法第8条第1項の規定に基づき、船橋市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 道路管理者

(3) 千葉県警察職員

(4) 商業者

(5) 自治会等の代表者

(6) 学識経験者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平6条例28・追加、平27条例51・旧第21条繰上)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平6条例28・旧第21条繰下、平27条例51・旧第22条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第18条及び別表第1の規定は昭和62年7月1日から、第19条、附則第2項及び別表第2の規定は昭和62年3月1日から施行する。

(整理料に関する経過措置)

2 昭和62年3月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に納付された第19条第1項に規定する整理料は、施行日以後の自転車等駐車場の利用に係る整理料とみなす。

(船橋市自転車の安全利用に関する条例の廃止)

3 船橋市自転車の安全利用に関する条例(昭和57年船橋市条例第25号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により指定されている整理区域は、この条例の規定による放置禁止区域とみなす。

5 旧条例の規定により整理及び撤去等をされた自転車に対する措置は、なお従前の例による。

6 施行日前にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成3年12月26日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日条例第8号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月31日条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に市長から自転車等駐車場の利用を認められた者に係る整理料及びレンタサイクルの利用を認められた者に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年12月28日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例の規定は、平成12年4月1日以後に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料から適用し、同日前に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月28日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(船橋市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 第15条の規定による改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例第19条第2項の規定は、施行日以後に自転車等駐車場の利用の承認を受けた者に係る整理料又はレンタサイクルの利用の承認を受けた者に係る利用料について適用し、施行日前に自転車等駐車場の利用の承認を受けた者に係る整理料又はレンタサイクルの利用の承認を受けた者に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月30日条例第51号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第17条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表

（平3条例29・平6条例8・平成10条例11・一部改正、平27条例51・旧別表第1・一部改正、平31条例1・一部改正）

区分	金額
自転車	2,750円
原動機付自転車	3,300円